

保証マンスリーは東京信用保証協会がお届けする保証情報誌です。

保証マンスリー

保証マンスリー(バックナンバー含む)は、当協会ホームページにも掲載されていますので、ご利用ください。 <http://www.cgc-tokyo.or.jp>

2009
Vol.30
No.10



*Monthly Headline

シリーズ第6弾!

保証条件変更にかかるお問い合わせについて
手形貸付における別札保証書について

*金融機関のみなさまへ

協会業務に関するお問い合わせはこちらまで

*Information

『江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2009』ご来場ありがとうございました



TOKYO
GUARANTEE

東京信用保証協会

シリーズ第6弾 保証条件変更にかかるお問い合わせについて

今回は、保証条件にかかるお問い合わせについてご紹介します。業務のご参考として活用ください。

Q 1 代表者変更に伴って連帯保証人に関する条件変更が生じた場合、条件変更申込書にある「被保証人欄」には、旧代表者の署名・捺印となりますか？

A 1 新代表者の署名・捺印となります。
この場合、添付書類として代表者の辞任および就任の確認できる【商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）】、【法人の印鑑証明書】、【新代表者の印鑑証明書】、【新代表者の個人情報の取扱いに関する同意書】が必要となります。

Q 2 返済方法変更の際に利用する契約書式が協会から送られてくる場合と、送られてこない場合がありますが、違いがあるのですか？

A 2 【協会から所定の書式を送る場合】・・・最終期限を延長する場合
協会所定の延期証書を変更保証書に同封してお送りします。
（手形貸付個別保証・貸付根保証・手形割引根保証・当座貸越の1回目の場合は、債務承認並びに弁済契約証書を同封してお送りします。）

【協会から所定の書式を送らない場合】・・・最終期限を延長しない場合
金融機関所定の返済方法変更契約書をご使用ください。

Q 3 条件変更をした保証口を再度条件変更する場合、「個人情報の取扱いに関する同意書」は再び必要ですか？

A 3 既に当該保証口に関して「個人情報の取扱いに関する同意書」を提出している場合、不要です。
つまり、初めての条件変更であっても保証の際に個人情報の取扱いに関する同意書が提出済みであれば、その保証口では条件変更時不要となります。
ただし、新たに連帯保証人等に加入される場合はその方の「個人情報の取扱いに関する同意書」が必要となります。

Q 4 変更保証書の有効期限はいつですか？また、有効期限を延長することは可能ですか？

A 4 **変更保証書の有効期限は延長出来ません。**

変更保証書の有効期限は、条件変更決定日から起算して30日です。

ただし、条件変更後の第1回目の内入日が有効期間内に到来する場合、内入日が有効期限となります。

なお、信用保証書の有効期限を延長する「貸付実行遅延理由書」は変更保証書には利用できませんのでご注意ください。

Q 5 延期・返済方法変更に伴う変更保証料を分納で支払うことは可能ですか？

A 5 変更保証料は分納での支払いは出来ません。取扱いは一括納付のみです。

Q 6 返済方法を変更する際の変更実行報告書に記入する日付は変更契約で使用する契約書により異なると聞きました。具体的な事例を教えてください。

A 6 【協会所定の延期証書を使用する場合】

・・・変更実行報告書には契約締結日（契約書記入日）をご記入ください。

【金融機関所定の変更契約書を使用する場合】

※変更契約書の書式により異なります

①変更契約書に契約締結日以外の日付（返済方法の変更実行日）を**記入する欄がない**場合
⇒変更実行報告書には**契約締結日（契約書記入日）**をご記入ください。

②契約締結日以外に返済方法の変更実行日を**記入する欄がある**場合
⇒変更実行報告書には**変更実行日**をご記入ください。

※変更実行日とは、利率の基準日やオペレーションを行う日ではなく、変更後の返済方法が適用される日です。

Q 7 東京都制度融資保証について期間延長の条件変更を行う場合、残存期間の利率を見直すことができますか？

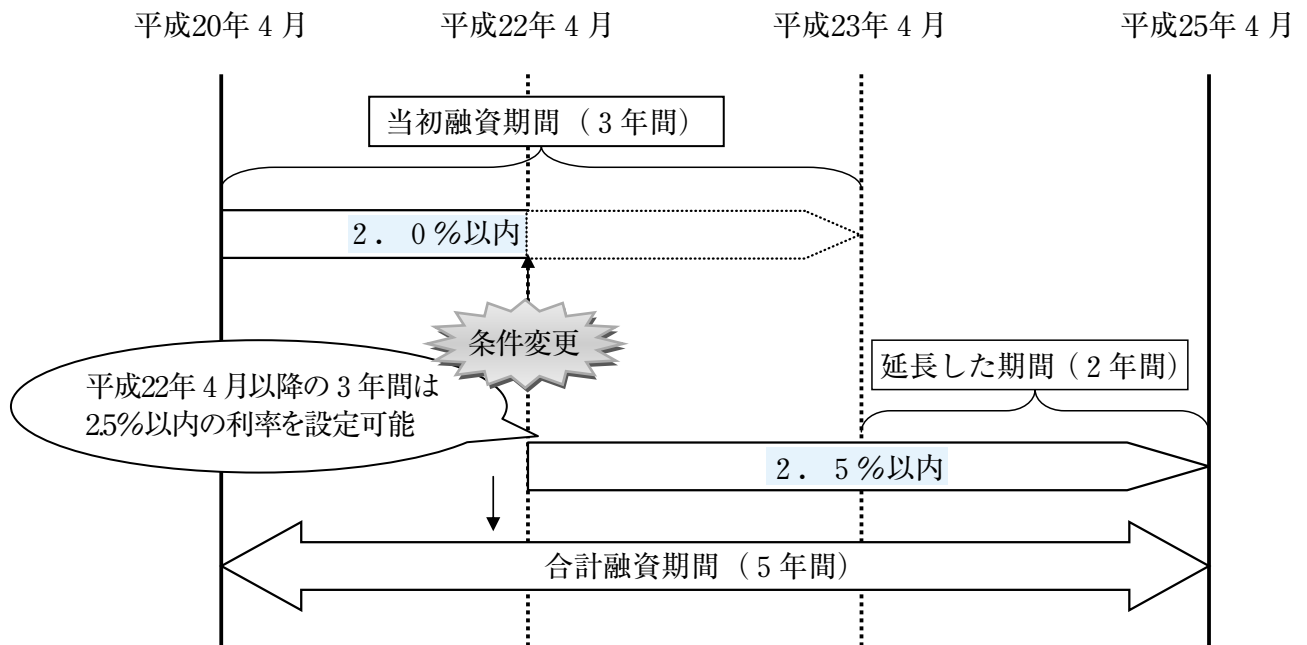
A 7 平成19年10月1日以降に協会が保証申込みを受付した分について、当初の融資期間を延長する条件変更を行う場合、契約変更日以降の残存期間の利率については、融資実行から期間延長の終期までの融資期間に対応した所定の利率に見直すことができます。

(例) 平成20年4月に、当初融資期間3年の融資実行後、2年経過時に2年間の期間延長（合計融資期間5年）を行う場合（最終年月：平成25年3月）

【前提条件（利率）】

	融資時(20年4月)の利率	条件変更時(22年4月)の利率
3年以内	2.0%	2.3%
3年超5年以内	2.2%	2.5%

⇒期間延長後は、融資実行から延長後の終期までが5年となるので、5年以内の利率を設定することができます。



Q 8 各種の条件変更について必要となる書類がまとまって紹介されている冊子等がありますか？

A 8 信用保証の手引きをご用意しております。
 (平成21年版が最新となっております。こちらではP62に記載しておりますのでご覧ください)

この件のお問い合わせは、条件変更課 (TEL03-3272-2273) までお願いします。

手形貸付における別札保証書について

金融機関の方から手形貸付（個別）を実行する際に必要となる別札保証書についてお問い合わせがありましたのでご紹介します。

Q 1 なぜ別札保証書が必要となるのですか？

A 1 別札保証書によることを原則とするのは、手形の書換の都度、連帯保証人の署名捺印を手形面に徴求する事務手続きを簡略化するためと、書換時に新手形への連帯保証人徴求漏れにより、代位弁済の履行が困難となるような事態を防ぐためです。
（なお、適正な書換処理が行われる場合、別札保証書によらず、手形面上の連帯保証人徴求でも問題はありません。）

Q 2 協会所定の別札保証書でないと取扱いが出来ませんか？

A 2 金融機関独自の書式でも構いません。
ただし、次の例文に準じた記載を要します。
〔 借入人△△が東京信用保証協会の保証に基づき平成●年●月●日貴□□から
手形貸付により借り入れた金〇〇円につき、△△は連帯保証の責に任じ〜
（以下省略） 〕

Q 3 協会所定の別札保証書はどのような書式ですか？

A 3 次のとおりです。（書式については当協会様式集P191もご参照下さい。）

本約定書を記入した日を記載します。

『約束手形』もしくは、『手形貸付』のどちらかを記載します。

保証金額ではなく、融資金額を記載します。

この件のお問い合わせは、本・支店保証課までお願いします。

業 務 概 況 (平成21年8月)

(単位:百万円、%)

	月 間				年 度 累 計			
	件 数	金 額	前 年 同 月 比		件 数	金 額	前 年 同 期 比	
			件 数	金 額			件 数	金 額
保 証 申 込	13,075	259,278	137.3	210.7	80,343	1,571,715	145.0	228.4
保 証 承 諾	12,233	195,661	137.1	191.2	72,385	1,127,597	144.2	206.7
保 証 債 務 残 高	530,359	5,447,240	98.3	130.3
代 位 弁 済	1,570	16,993	99.7	105.2	9,082	95,491	131.5	144.1
回 収	1,526	96.1	8,810	94.8

ここがポイント!

～地区別保証承諾状況～

8月までの保証承諾状況を、利用企業の地区別の内訳で見ると下表の通りです。
このデータを見ると、件数、金額ともにすべての地区で前年同期を上回っています。

地区別保証承諾状況 (平成21年度8月末累計)

(単位:百万円、%)

	総 計		前 年 同 期 比	
	件 数	金 額	件 数	金 額
千代田区	3,160	72,399	178.1	286.7
中央区	3,407	75,300	182.4	275.4
港区	3,805	80,325	192.2	283.0
新宿区	4,086	70,980	177.1	202.3
文京区	1,601	28,091	136.5	231.1
台東区	3,659	55,066	118.3	187.6
墨田区	2,612	37,245	147.5	203.7
江東区	2,333	37,297	143.5	209.8
品川区	2,302	31,650	137.1	195.0
目黒区	1,320	18,868	151.9	188.9
大田区	3,682	59,455	146.2	202.4
世田谷区	2,962	43,909	160.0	236.6
渋谷区	3,400	74,556	156.2	250.1
中野区	1,445	18,478	137.5	159.6
杉並区	1,823	24,145	140.4	165.2
豊島区	1,996	34,878	132.0	199.8
北区	1,539	17,758	150.9	197.4
荒川区	1,289	20,157	106.4	195.5
板橋区	2,036	34,476	126.1	191.1
練馬区	2,905	31,371	150.0	172.2
足立区	4,295	50,083	174.2	211.0
葛飾区	2,159	27,602	130.5	171.5
江戸川区	3,578	49,781	125.1	181.5
多摩地区	10,960	133,258	123.4	163.9
島嶼	31	469	281.8	359.7
合 計	72,385	1,127,597	144.2	206.7

金融機関のみなさまへ

* 協会業務に関するお問い合わせはこちらまで *

主な照会事項およびお問い合わせ先は次のとおりです。下段の当協会窓口と合わせてご利用ください。

照会事例	担当部署
協会所定の用紙の請求	総務課 (03-3272-3002)、本・支店保証課
店舗開設・統廃合の届出に伴う事項	総務課 (03-3272-3002)
リーフレットの請求	広報課 (03-3272-3089)、本・支店保証課
覚書締結等に関する事項 統計に関する事項	企画課 (03-3272-3006)
責任共有制度における負担金計算のためのリストに関する事項	システム情報課 (03-3272-2365)
社債(私募債)の保証申込みにに関する事項	社債・制度保証課 (03-3272-3083)
貸付実行報告に関する事項	信用保険課 (03-3272-2274)
完済報告及び内入償還報告に関する事項	
保証条件の変更に関する事項	条件変更課 (03-3272-2273)

事業所一覧

●本店

〒104-8470 中央区八重洲2-6-17
TEL.03 (3272) 2251 (大代)

- 保証部(担当地区/千代田区・中央区・港区・島嶼)
TEL.03 (3272) 3151 FAX.03 (3272) 3155
- 創業アシストプラザ(創業にかかる相談・保証)
TEL.03 (3272) 2279 FAX.03 (3272) 2508
(23区及び島嶼)

●池袋支店(担当地区/豊島区・板橋区・練馬区)

〒170-0013 豊島区東池袋1-5-6 池袋三和東洋ビル7F
TEL.03 (3987) 5445(代) FAX.03 (3987) 7523

●五反田支店(担当地区/品川区・目黒区)

〒141-0031 品川区西五反田2-29-5 日幸五反田ビル4F
TEL.03 (3493) 4991(代) FAX.03 (3493) 4260

●錦糸町支店(担当地区/墨田区・江東区・江戸川区)

〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル4F
TEL.03 (5608) 2011(代) FAX.03 (5608) 2320

●新宿支店(担当地区/新宿区・中野区・杉並区)

〒160-0023 新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランド・ウィングビル3F
TEL.03 (3344) 2251(代) FAX.03 (3344) 2390

●千住支店(担当地区/足立区・荒川区)

〒120-0036 足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル2F
TEL.03 (3888) 7231(代) FAX.03 (3888) 7293

●上野支店(担当地区/文京区・台東区・北区)

〒111-0041 台東区元浅草2-6-7 マタイビル5F
TEL.03 (3847) 3171(代) FAX.03 (3847) 3191

●渋谷支店(担当地区/渋谷区・世田谷区)

〒150-0002 渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル5F
TEL.03 (5468) 0135(代) FAX.03 (5468) 1037

●葛飾支店(担当地区/葛飾区)

〒125-0062 葛飾区青戸7-2-5
東京都城東地域中小企業振興センター3F
TEL.03 (5680) 0801(代) FAX.03 (5680) 0807

●大田支店(担当地区/大田区)

〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20
東京都城南地域中小企業振興センター3F
TEL.03 (5710) 3610(代) FAX.03 (5710) 3091

●立川支店(担当地区/八王子支店担当以外の多摩地区)

〒190-0012 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル5F
TEL.042 (525)6621(代) FAX.042 (525) 8712

○創業アシストプラザ多摩分室(創業にかかる相談・保証)

TEL.042 (525) 3101 FAX.042 (525) 3381

(多摩地区)

●八王子支店(担当地区/八王子市・日野市・町田市・多摩市・稲城市)

〒192-0046 八王子市明神町3-20-6
八王子ファーストスクエアビル3F
TEL.042 (646) 2511(代) FAX.042 (646) 1970

保証の申込・ご相談

申込の手続や提出書類等について知りたい
金融相談窓口を利用したい
保証制度について知りたい
保証料率等のご照会

保証部保証課(本店2階) **03-3272-3151**
支店保証課(事業所一覧参照)

* お客様の利便性を考慮し、担当地区制をとっています。
法人の方は登記上の本店所在地、個人の方は住民登録地を担当する窓口へお越しください。
また、都外に本店または住民登録のある方は、都内営業所の所在地の窓口までお願いします。

創業の申込・ご相談

創業に関する相談をしたい
創業アシストプラザ(本店7階)
03-3272-2279
創業アシストプラザ 多摩分室
042-525-3101

保証条件変更手続きについて

返済額や保証期間の変更をしたい
代表者を変更したので連帯保証人を変更したい
保証条件担保の変更をしたい

条件変更部条件変更課(本店5階)
03-3272-2273

社債保証について

特定社債保証制度の
申込手続きについて知りたい

社債・制度保証課(本店2階)
03-3272-3083

延滞・其他事故が発生したとき

事故報告の手続きに
ついて知りたい
管理統括課(本店4階)
03-3272-2259

信用保証料について

信用保証料の計算方法、納付手続き、
返戻等について知りたい

経理課(本店5階)
03-3272-3003

代位弁済について

債権保全に関する事等、事前協議をしたい
代位弁済請求の手続きについて知りたい
債権書類の引渡し等について

代位弁済課(本店4階)
03-3272-2272

Information

『江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2009』 ご来場ありがとうございました



9月2日（水）、東京国際フォーラムにおいて当協会主催のビジネスフェア「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2009」を開催しました。

当日は167の中小企業と13の支援機関による展示・即売会、講演会のほか、出展者によるプレゼンテーションが行われました。

多くの方にご来場いただき、盛況のうちに幕を閉じました。ご来場ありがとうございました。

来場者数 7,716人!!

